

マカオ向け放射性物質輸入規制に関する申告書
(Declaration for Radiation Monitoring)
に関する Q&A

農林水産省食料産業局輸出促進課

(2019 年 11 月 6 日現在)

目次

輸入規制の内容	1
1 マカオ向けの食品輸出に対する規制内容はどのようになっていますか。	1
2 輸出しようとする商品について、放射性物質の検査は必要ですか。	1
放射性物質輸入規制に関する申告書について	1
3 放射性物質輸入規制に関する申告書（Declaration for Radiation Monitoring）とは何ですか。	1
4 なぜこのような申告書を添付する必要があるのですか。	2
5 商工会議所が発行するサイン証明とはどのようなものですか。	2
放射性物質輸入規制に関する申告書の取得手続	2
6 放射性物質輸入規制に関する申告書で何を申告することになるのですか。また、何をもって確認（判断）すればいいのですか。	2
7 放射性物質輸入規制に関する申告書に対しサイン証明を取得するには、どのような手続が必要ですか。	3
8 サイン証明の申請は誰でもできますか。	3
9 サイン証明の申請の際に必要な書類はありますか。	3
10 加工食品の場合、原料の産地も記載する必要がありますか。	3
11 本 Q&A 7 の発行対応商工会議所リストに掲載している商工会議所ならどこでも申請は可能ですか。	3
12 放射性物質輸入規制に関する申告書に対するサイン証明はどのくらいの期間で発行できるのですか。	3
13 放射性物質輸入規制に関する申告書に対するサイン証明の発行の手数料はいくらですか。	4
14 放射性物質輸入規制に関する申告書はロット毎に付ける必要はありますか。	4
15 放射性物質輸入規制に関する申告書の有効期間はありますか。	4
16 放射性物質輸入規制に関する申告書の文面は、変えることができますか。	4
17 放射性物質輸入規制に関する申告書の文面の” a monitoring and control system for radionuclides in food”（食品中の放射性物質のモニタリング・管理システム）や” restriction of distribution”（出荷制限）とは何を指しているのですか。	4
産地等の考え方	4
18 産地（製造地）の定義は何ですか。	4
19 畜産物の産地について、出生地が輸入停止対象である福島県の場合、輸出はできますか。また、出生地が規制対象の 9 都県であり、育成・肥育が最も長かった場所が規制対象都県以外だった場合でも本申告書の添付は必要ですか。	5
20 最終加工地の定義は何ですか。	5
21 製品の包装のみを行っている工場は、最終加工地となるのですか。	5
その他	5
22 見本市に出展するためなど商業目的で持ち込む場合、小包での送付やハンドキャリーで持ち込む場合でも放射性物質輸入規制に関する申告書の添付は必要ですか。	5
23 個人消費の目的で貨物を輸出する場合、放射性物質輸入規制に関する申告書の添付は必要ですか。	5

24	放射性物質輸入規制に関する申告書に関して、マカオの輸入時にトラブルにあった場合や現地の放射性物質に係る輸入規制の詳しい状況を聞きたい場合にはどこに相談すればよいですか。	5
25	その他、放射性物質輸入規制に関する申告書について不明な点はどこに問合せればよいですか。	6
26	マカオへの輸出時には、放射性物質輸入規制に関する申告書だけを添付すれば良いのですか。	6

はじめに

2019年10月24日以降、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生によりマカオ政府が実施している日本産食品への輸入規制のうち、以下の点について変更されました。

①今まで輸入停止とされていた宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟及び長野の9都県産の野菜、果物、乳製品について、放射性物質輸入規制に関する申告書（Declaration for Radiation Monitoring）の添付（商工会議所によるサイン証明）を条件に輸入が認められることになりました。

②宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟及び長野の9都県産の食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品についても、検査機関が発行する放射性物質検査報告書ではなく、前述の申告書の添付により輸入が認められます。

③山形及び山梨の2県産の野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品について、放射性物質検査報告書の添付義務が解除され、通常の手続で輸入が可能となりました。

輸入規制の内容

1 マカオ向けの食品輸出に対する規制内容はどのようになっていますか。

10都県産の食品（米、加工度の高い食品、飲料は対象外）について以下のような規制措置が講じられています。

地域	品目	規制内容
福島	野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品	輸入停止
宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野（9都県）	野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品	放射性物質輸入規制に関する申告書（Declaration for Radiation Monitoring）の添付 ※商工会議所によるサイン証明が必要

詳細については下記の農林水産省ホームページ（国別ページ）を確認してください。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/macao_shoumei.html

2 輸出しようとする商品について、放射性物質の検査は必要ですか。

マカオ政府からは、輸出しようとする商品についての放射性物質の検査は求められていません。

放射性物質輸入規制に関する申告書について

3 放射性物質輸入規制に関する申告書（Declaration for Radiation Monitoring）とは何ですか。

9 都県産の野菜、果実、乳製品等の輸入の際にマカオ政府が添付を求めているものです。本申告書は、輸出事業者自らが作成し、商工会議所でサイン証明を受けたものです。

4 なぜこのような申告書を添付する必要があるのですか。

これまで、マカオ政府は、輸入毎、各商品のロット毎に放射性物質検査報告書の添付を条件に輸入を認めていましたが、今般、放射性物質検査報告書の添付を取りやめる代わりに、輸出品が日本国内での放射性物質に係る出荷制限の対象となっていないことを確認することとし、輸出者が自ら作成し、商工会議所がサインを証明する申告書の添付を条件に輸入を認めるとの規制の緩和（見直し）を行ったためです。マカオ政府が輸出毎の添付を求めているため、対象の都県産・品目を輸出する場合には必ず添付することが必要になります。

5 商工会議所が発行するサイン証明とはどのようなものですか。

商工会議所発行のサイン証明は、申請者が書類上に肉筆で自署された署名が、商工会議所に登録されているものと同一であることを証明することにより、その書類が署名者によって正規に作成されたものであることを証明するものです。

なお、マカオへ輸出する商品が、記載の内容どおりの産地、商品であることは、申請者自身の責任で申告するものです。

放射性物質輸入規制に関する申告書の取得手続

6 放射性物質輸入規制に関する申告書で何を申告することになるのですか。また、何をもって確認（判断）すればいいのですか。

（１）輸出される商品の産地（製造地）と当該商品が出荷制限を受けずに日本において問題なく流通しているということを申告するものです。

本申告書の作成に当たって、産地（製造地）は、例えば、商品ラベルのコピー、販売者名及び製造所固有の記号の記載がある商品表示、製造所固有の記号に係る食品衛生法の規定に基づく届出書、納品書、営業許可証、出荷制限を受けていないこと（厚生労働省ホームページ（[本Q&A17](#)を参照））等、客観的に確認できる書類等を元に確認してください。

なお、これら証拠書類等は、マカオ輸入時に疑義が生じた場合の証拠となりますので一定期間の保管をお願いします。

（２）また、当然、出荷制限に限らず、一般的に販売等が禁止されているものについての申告はできません。具体的な判断の目安としては、下記の事項を参考としてください。

【申告のできない製品の例】

- （輸出相手国における販売に対応するため製品表示のみを変更したものを除き）我が国で製造又は加工され、かつ、一般に販売されていることが製造記録その他の書類により確認できない製品であること（製品名、内容量、製造場所等が分からないもの）

- 食品衛生法、関係法令に基づく販売等の禁止、廃棄又は回収等の命令、指導等を受けている製品や、また、製造業者等が自主回収又は出荷停止を行っている製品であるもの
- 製造業者から出荷された後、開封等される等、適切な管理が行われていないおそれのある製品であるもの

7 放射性物質輸入規制に関する申告書に対しサイン証明を取得するには、どのような手続が必要ですか。

サイン証明の発行を受けるには、下記の URL に掲載してあるいずれかの商工会議所に申請する必要があります。

※サイン証明の申請の前に貿易登録が必要となります。貿易登録とは、商工会議所の会員/非会員を問わず、貿易関係証明が必要な全ての事業者が必ず行う手続で、発給後に疑義等が生じた場合は、商工会議所の定めた条件によって処理し、迷惑をかけないことを誓約するものです。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/macao_shoumei.html#2-3

具体的なサイン証明及び貿易登録の手続については各商工会議所にお問合せください。

8 サイン証明の申請は誰でもできますか。

証明申請にあたっては書類の発行者自身が申請する必要があります。

9 サイン証明の申請の際に必要な書類はありますか。

商工会議所のサイン証明の手続に必要な書類については、各商工会議所により異なりますので、申請される商工会議所にご確認ください。なお、提出する必要がある場合であっても、[本 Q&A 6](#) の通り、客観的書類による内容確認を行うとともに、それらの証拠書類については、一定期間の保管をお願いします。

10 加工食品の場合、原料の産地も記載する必要がありますか。

マカオ政府からは、原料の産地の記載までは求められていません。

11 [本 Q&A 7](#) の発行対応商工会議所リストに掲載している商工会議所ならどこでも申請は可能ですか。

原則として申請者の所在地区を管轄する商工会議所への申請となります。申請先の商工会議所が発行対応していない場合、他の最寄りの商工会議所にお問合せください。

12 放射性物質輸入規制に関する申告書に対するサイン証明はどのくらいの期間で発行できるのですか。

商工会議所によって異なりますので、申請先の商工会議所にお問合せください。

13 放射性物質輸入規制に関する申告書に対するサイン証明の発行の手数料はいくらですか。

商工会議所によって手数料の金額が異なりますので、申請先の商工会議所にお問合せください。

14 放射性物質輸入規制に関する申告書はロット毎に付ける必要はありますか。

マカオ政府からはロット毎に付けるようにとは言われておりません。インボイス等の貿易書類と同様に、輸出毎の添付と考えます。

15 放射性物質輸入規制に関する申告書の有効期間はありますか。

あまり前の日付のものとマカオの輸入時に認められない可能性があり得ます。本申告書は輸出毎に作成が必要ですので、発行後、速やかに使用してください。

16 放射性物質輸入規制に関する申告書の文面は、変えることができますか。

本申告書の文面は、マカオ政府から正式に求められているものです。このため、都県名以外は一切変えないようにしてください。

17 放射性物質輸入規制に関する申告書の文面の” a monitoring and control system for radionuclides in food”（食品中の放射性物質のモニタリング・管理システム）や” restriction of distribution”（出荷制限）とは何を指しているのですか。

（１） ” a monitoring and control system for radionuclides in food”（食品中の放射性物質のモニタリング・管理システム）とは、東京電力福島第一原子力発電所事故以来、我が国では適切なモニタリングを実施する等、放射性物質基準値を超過する食品は流通させない体制を構築しており、そのことを指しています。

詳しくは下記の厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html

（２） ” restriction of distribution”（出荷制限）とは、原子力災害対策特別措置法に基づく指示であり、放射性物質に関する基準値を超えた地点に地域的な広がりが確認された場合に、県域又は県内の一部の区域を単位として出荷を制限する措置です。また、食品衛生法に基づき、放射性物質の基準値を超えた食品については、同一ロットの食品を回収、廃棄することとなっています。

具体的な出荷制限の対象品目については下記の厚生労働省ホームページをご覧ください。なお、通常、日本国内で販売されている商品を購入し、輸出する場合は問題ないと考えられます。

掲載ページ（「出荷制限・摂取制限」の項を参照）

https://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html

産地等の考え方

18 産地（製造地）の定義は何ですか。

生鮮農林産物は、栽培、生産、収穫された土地を、畜産物は、育成・肥育が最も長かった場所を、水産物は、水揚げ及び採捕又は生産した海域を、加工食品は、製品の最終加工地となります。

19 畜産物の産地について、出生地が輸入停止対象である福島県の場合、輸出はできますか。また、出生地が規制対象の9都県であり、育成・肥育が最も長かった場所が規制対象都県以外だった場合でも本申告書の添付は必要ですか。

出生地が規制対象都県である場合の取り扱いについて、マカオ政府は明示しておりません。出生地や短期間でも肥育地で規制対象都県の履歴がある場合も輸入停止や本申告書の添付などの規制が適用される可能性があるため、輸入事業者等を通じてマカオ政府に確認してください。

20 最終加工地の定義は何ですか。

製品を最終的に加工した施設の所在地を指します。1次加工と2次加工で加工した施設が異なる場合は、2次加工した施設が最終加工した施設の所在地となります。

21 製品の包装のみを行っている工場は、最終加工地となるのですか。

原発事故に係る相手国の懸念は、放射性物質が混入する恐れの有無です。したがって、既に個包装された商品を単に詰め替える等の包装を行う工場は、最終加工地とはなりません。

しかし、具体的なケースにより、最終加工地の判断が異なる場合があります。最終加工地の判断が付かない場合は、輸入事業者等を通じてマカオ政府に確認してください。

その他

22 見本市に出展するためなど商業目的で持ち込む場合、小包での送付やハンドキャリーで持ち込む場合でも放射性物質輸入規制に関する申告書の添付は必要ですか。

商業目的で食品を輸出する際は、本申告書の添付が必要となります。

23 個人消費の目的で貨物を輸出する場合、放射性物質輸入規制に関する申告書の添付は必要ですか。

個人用貨物に係る原発事故に起因する規制について、マカオ政府は本申告書が不要であると明示していません。貨物の受取者を通じて等、マカオ政府に確認してください。

24 放射性物質輸入規制に関する申告書に関して、マカオの輸入時にトラブルにあった場合や現地の放射性物質に係る輸入規制の詳しい状況を聞きたい場合にはどこに相談すればよいですか。

在香港日本国総領事館日本企業支援窓口（TEL：（852）-2522-1184、メール：kigyoshien@hn.mofa.go.jp）、最寄りの地方農政局等又は食料産業局輸出促進課（TEL：03-6744-7173）にご相談ください。

25 その他、放射性物質輸入規制に関する申告書について不明な点はどこに問合せればいいですか。

本申告書の内容については、最寄りの地方農政局等又は食料産業局輸出促進課（TEL:03-6744-7173）にご連絡ください（水産物については、水産庁加工流通課（TEL:03-3501-1961）にご連絡ください）。

サイン証明の手続きについては、申請先の商工会議所（[本 Q&A 7](#) を参照）へご連絡ください。

26 マカオへの輸出時には、放射性物質輸入規制に関する申告書だけを添付すれば良いのですか。

本申告書は、放射性物質に係る規制で求められる書類です。品目によっては、他に衛生証明書や検疫証明書等が必要な場合もありますので、所管官署等にお問い合わせください。

問い合わせ先については、農林水産省ホームページ（以下の URL）で農林水産物・食品の輸出に関する相談の受付窓口を、分野別・品目別に紹介していますのでこちらをご参照ください。

農林水産物・食品の輸出に関する相談窓口について

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_soudan/index.html